


被災した市町村の行政機能回復のための総務省の取組


資料17

(被災により生じた課題)

- 「ヒト」：職員の被災
避難者への対応等、膨大な災害対策業務
- 「モノ」：庁舎、情報システム等の壊滅的な被害

- 「カネ」：被災者支援・復旧等のための莫大な財政需要
- 「情報」：全国に避難した住民の所在が不明
行政事務の処理に当たって整理すべき課題の発生

原発事故により区域外に移転した
福島県の町村

(これまでの取組と今後の対応の方向性)

- 「ヒト」：職員派遣・継続(国家公務員、地方公務員)
国家公務員派遣延べ人数→約48,400名
地方公務員派遣延べ人数→約23,700名(都道府県、政令市)
※自治体間の連携・協力の一環として派遣された人数
→土木技師、建築技師など専門性を有する職員の中長期的な確保
→義援金や弔慰金等の給付事務に係るマンパワーの増強
- 「モノ」：仮庁舎、情報システムの整備を補助(第一次補正)
→本庁舎の本格復旧
→パソコンの配備やスペースの確保

- 「カネ」：国費の拡充等により実質的な地方負担を極小化
(ex. がれき処理に係る地方負担は実質ゼロ)
特別交付税の増額 1,200億円(阪神・淡路大震災時300億円)
→補正予算(第2号)における地方交付税の増額 5,455億円
→地域主体の本格復興に向け、自由度の高い支援の仕組みが必要
- 「情報」：「全国避難者情報システム」の運用
※ 避難者の所在地等の情報を避難先の自治体が把握し、これを避難元の自治体へ提供
「市町村行政機能サポート窓口」の設置
※ 被災市町村からの相談等にワンストップで対応

政務三役等が直接に要望を伺い、各府省と連携し対応
→避難元市町村の住民に対し、避難先市町村が行政サービス提供の主体となるような仕組の検討、職員の派遣やあっせん、復旧・復興のための財政措置の実施

復興への提言～悲惨のなかの希望～

平成 23 年 6 月 25 日 東日本大震災復興構想会議提言

目次

I. 前文

II. 本論

第 1 章 新しい地域のかたち

- (1) 序
- (2) 地域づくり(まちづくり、むらづくり)の考え方
- (3) 地域類型と復興のための施策
- (4) 既存復興関係事業の改良・発展
- (5) 土地利用をめぐる課題
- (6) 復興事業の担い手や合意形成プロセス
- (7) 復興支援の手法

第 2 章 暮らしと仕事の再生

- (1) 序
- (2) 地域における支えあい学びあう仕組み
- (3) 地域における文化の復興
- (4) 緊急雇用から雇用復興へ
- (5) 地域経済活動の再生
- (6) 地域経済活動を支える基盤の強化
- (7) 「特区」手法の活用と市町村の主体性
- (8) 復興のための財源確保

III. 結び

第 3 章 原子力災害からの復興に向けて

- (1) 序
- (2) 一刻も早い事態の収束と国の責務
- (3) 被災者や被災自治体への支援
- (4) 放射線量の測定と公開
- (5) 土壌汚染等への対応
- (6) 健康管理
- (7) 復興に向けて

第 4 章 開かれた復興

- (1) 序
- (2) 経済社会の再生
- (3) 世界に開かれた復興
- (4) 人々のつながりと支えあい
- (5) 災害に強い国づくり

② 地域の将来像を見据えた復興プラン

また、再生可能エネルギーと生態系の恵みを生かす地域づくりや、次世代技術等による産業振興、地域資源の活用と域内循環を進めることにより、地域の自給力と価値を生み出す地域づくりを行うべきである。その際、地域のニーズに応じたトップランナー方式での支援を検討する。

① 市町村主体の復興

復興の主体は、住民に最も身近で地域の特性を理解している市町村が基本となる。それぞれの市町村は、住民、NPO、地元企業等とも連携して復興計画を策定するとともに、自主的かつ総合的にきめ細やかな施策を推進しなければならない。

国や県は、被災により行政機能が低下したなかで、膨大な復興関係業務を実施する必要がある市町村に対しては、的確に行政サービスが提供されるよう、その要請に応じて専門的知識を有する人材や地域の復興に協力する人材の派遣などの人的支援を行う。

③ 復興を支える人的支援、人材の確保

被災市町村に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事できる復興支援員などの仕組みについて、積極的に支援する。さまざまに「つなぐ」役割を果たす人材こそ、コミュニティの復興においてなくてはならないからである。

被災地復興に向けた人材面での支援について

東日本大震災復興構想会議での意見

- ① 農村の場合、市町村単位よりも集落単位が復興の基本。そのために集落協働が重要で、それは時間のかかる作業。話し合いを徹底的に支援する人材を設置する費用が必要。
- ② 復興対策には漁業、農業、商工業の再興が必要であり、住民エンパワーする専門家が重要だが被災地域にすぐ派遣するようになっていない。
- ③ 専門家やアドバイザーなど各支援主体をつなぐコーディネーターが必要。
- ④ 震災復興は結束力や連帯感の薄れた地域コミュニティ再生の機会。そのために避難期間中のコミュニケーションが重要。
※また全国町村会等からも、復興の原動力である集落単位の絆の維持、住民、コミュニティの力を引き出す復興が要望されている。



避難住民が集落に復帰する時期をターゲットとして、被災地域内外から多様な支援人材を確保できるよう支援する。

仮設住宅等から集落への復帰時期をターゲットとした「復興支援員」のイメージ

- ①活動開始時期：被災市町村の意向を尊重して決定
- ②雇用形態：被災市町村が非常勤職員として雇用（被災県による雇用も可）
- ③活動内容：市町村に住み込んで、集落のビジョン策定や地域おこし活動の支援、その他（被災者の見守り・ケア）を実施
- ④期間：最長5年程度を想定

被災地域外の人材が将来的には、その地域に定住することを期待。